

議決事項

◆条例、規則等の取扱いについての調整方針

- 条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業の調整方針に基づき、新市における事務事業に支障がないよう次の区分により整備するものとする。
- ① 合併前に即時制定し、施行させる必要があるもの。
 - ② 合併後、暫定的に施行させる必要があるもの。
 - ③ 合併後、逐次制定し、施行させるもの。

「条例、規則等の取扱い」については、新設合併の場合、合併関係市町村は消滅するため、各市町村の条例、規則等は失効します。また、合併と同時に消滅する一部事務組合の条例、規則等も失効します。

このため、新市において必要な条例、規則等は、原則として新市において新たに制定し、施行する必要があります。ただし、必要な事項については、新市の条例・規則が制定施行されるまでの間、従来合併関係市町村で施行されていた条例、規則を引き続き施行することができます。

新市の条例、規則等の制定に当たっては、事前にその取扱いについて調整方針を確認しておく必要があります。

◆電算システム事業についての調整方針

電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。

地域情報化及び電子自治体的に対応した必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとする。

行政事務の多くは電算システムに依存し、欠かせないものになっていきます。しかし、構成市町村の整備状況、導入形態、処理内容、メーカーなど異なる要素が多分にあります。合併した場合、ひとつの自治体として行政事務の処理を行うことになり、現行のシステムの統合や新システムの構築等について調整が必要となります。

電算システムの統合にあたっては、低リスク、低コストを基本として、合併時から安定稼働を最優先に行う必要があります。特に住民サービスに直接影響するものについては、ネットワークシステムを構築して運用するなど、本所、支所間におけるサービスの格差は極力避けなければなりません。また、逆に影響が少ないものは、リスクやコストを勘案しながら合併後に随時統合する場合があります。

このほか、地域情報化及び電子自治体的に対応するため、必要なシステムの構築や環境整備などを行う必要があります。

報告事項

◆新市名称応募状況の中間報告

川西薩地区法定合併協議会では、四月一日から五月三十一日まで新市の名称を募集しました。

応募状況は、五月三十日現在、総数千五百四十四件（うち有効件数千七百七十七件）。応募方法は、ホームページからの応募が七百五十六件と最も多くなっています。名称は五百四十二種類が寄せられています。

新市の名称は、法定合併協議会の学識経験者十八人で構成する「新市名称候補選定小委員会」が、選定基準に基づいて応募作品の中から五割程度の候補名に絞り込み、八月下旬開催予定の第十一回法定合併協議会に提案、十月下旬開催予定の第十四回協議会で新市名称について一点を決定する計

画になっていきます。

六月二日開催の協議会では、応募が少ない理由や、枠組みが変わった場合の取扱いについて委員から質問がありました。

これに対し、事務局からは「枠組みがはっきりしてからということが大きな理由ではないか。仮に枠組みが変わると、再公募になったり、既に応募されている方への再確認などが考えられるが、取扱いについては改めて法定合併協議会で方針を審議することになる」と答えました。

◆新市名称の賞品及び贈呈対象者等の決定方法

一、賞状及び副賞

① 名付け親大賞（一名）

賞状、十万円分商品券または旅行券・児童生徒は十万円分図書券）及び地元特産品

② 名付け親賞（最高十名）

新市名称応募状況

H15.5.30 午後1時現在

応募数一覧表

応募総数	1,154
有効件数	1,077
無効件数	77

応募方法別件数

応募用紙	202
官製はがき	95
F A X	19
ホームページ	756
持参	65
その他	17
計	1,154

応募名称種類

応募名称種類	542
--------	-----

賞状、一万円分商品券（児童・生徒は一万円分図書券）及び地元特産品

③ 優秀賞（最高二十名）
賞状、五千円分商品券（児童・生徒は五千円分図書券）及び地元特産品

二、名付け親大賞の決定方法

- ① 新しい市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選で一名を決定
- ② 抽選は川西薩地区法定合併協議会の会場で公開で行う

三、名付け親賞の決定方法

新しい市の名称として選ばれた作品の応募者で「名付け親大賞」の抽選から漏れた者の中から最高十名を、会長・副会長が抽選で行う

四、優秀賞

- ① 優秀賞二十名については小委員会で決定する
- ② 優秀賞二十名は小委員会が協議会に最終報告する五作品の中から、新市の名称として選ばれた作品を除く四作品を対象とし、各作品ごとに最高五名を決定することとし、応募が五名以上の場合はその作品ごとに抽選を行う

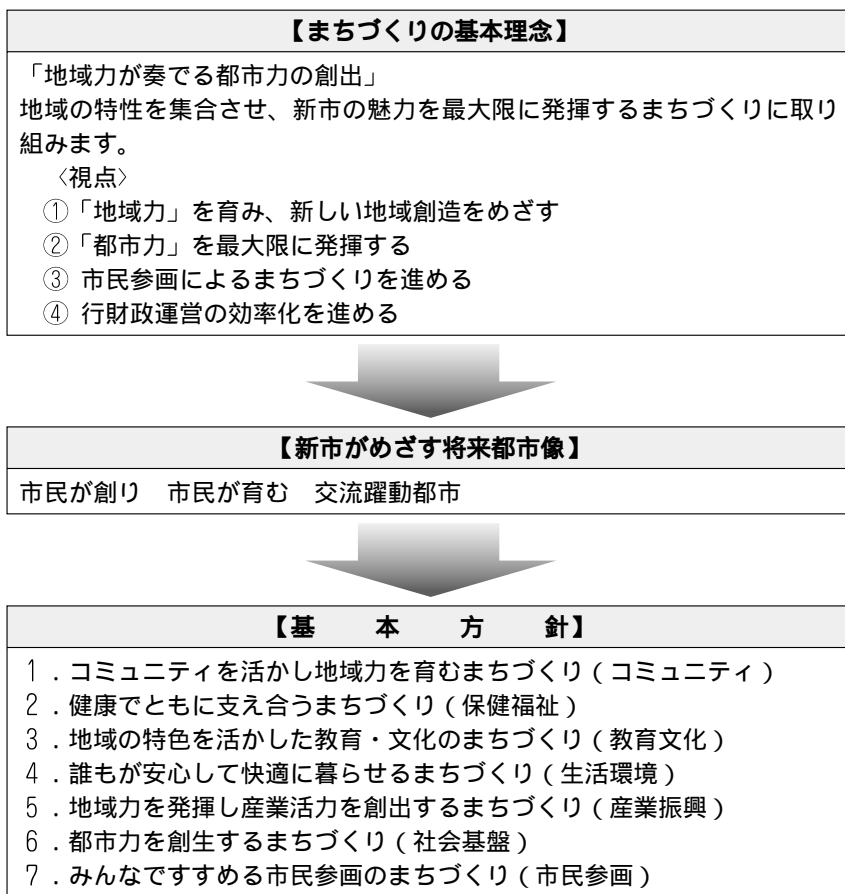
◆ 新市まちづくり計画の策定状況

新市まちづくり計画は、プロジェクト会議で計画案を検討中です。計画の骨子は、新市のまちづくりを進めるための「基本方針」、基本方針を実現するための「基本計画・まちづくり事業計画」、「公共施設の基

本的な考え方」「財政計画」等で構成。計画の体系は、まちづくりの基本的姿勢となる「基本理念」、新市がめざすべき「将来都市像」、将来都市像実現に向けた「基本方針」、重点的かつ戦略的に取り組む施策を示した「新市一体化躍進プラン」、基本方針に基づく施策と主な事業の「基本計画・まちづくり事業計画」から構成。基本方針は新市の将来方向を展望した長

期的なものとし、新市の基盤を形成するために、合併年度及びその後の十年間（平成十六～二十六年）を計画期間とします。今後、新市まちづくり計画原案を住民に説明する「まちづくり広聴会」、法定協議会での審議、県知事協議を経て、今年十二月には新市まちづくり計画を決定。来年一月には各市町村で計画についての住民説明会が開かれます。

新市まちづくり計画の体系（骨子）



◆ 今後の法定合併協議会開催予定

◆ 第八回会議

七月十日（木）午後一時半から
串木野市 シーサイドガーデンさのさ

◆ 第九回会議

七月二十四日（木）午後一時半から
祁答院町 いこいの村いむた池

※会議の日時、場所等は都合により変更される場合があります。事前に事務局にお問い合わせください。

● 協議会は傍聴できます

法定合併協議会の会議は住民の方も傍聴できます。定員は三十名。会場の都合で定員数が増減されることもあります。傍聴希望の方は、所定の傍聴届に住所及び氏名を記入し、会場で協議会事務局に提出、傍聴証の交付を受けてください。傍聴証は会議開催予定時刻の十五分前から先着順に交付。傍聴希望者が定員を超える場合はくじ引きで選ぶことになります。

● 最新情報をホームページでどうぞ

川西薩地区の市町村合併に関する最新情報を掲載したホームページを開設しています。同ホームページから子供向けホームページ「せんせいさつキッズ」にもアクセスできます。

<http://www.senseisatu-gapppei.kagosima.jp/>

一部事務組合

ごみ処理・し尿処理

消防業務などについて協議中

住民サービスを大切に！
現有施設の有効活用を！

〈一部事務組合とはどんなもの〉

一部事務組合とは、本来は市町村が行うべき事務事業について、単独の市町村で行うより複数の市町村で共同して行った方が住民サービス面や効率的な運営（施設の共同利用）、経済性からもメリットのあるものについて、その業務を行うために設置された特別な地方公共団体です。
私たちの身近なものとしては、ごみ処理・

関係一部事務組合の状況

別表①

業務	団体名	川内市	串木野市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甑町	鹿島村	その他（構成市町村）
消防	川内地区消防組合	●	直営	○	○	○	○	○	○	○	下甑村
	祁答院地区消防組合						○				●宮之城町、薩摩町、鶴田町
し尿処理 ごみ処理 火葬場	西薩衛生処理組合	●		○		○					市来町、東市来町
	串木野市・市来町・東市来町衛生処理組合		●								●宮之城町、薩摩町、鶴田町
	薩摩郡東部衛生処理組合				○		○				
	串木野樋脇清掃組合		●	○							
	甑島衛生管理組合							●	○	直営	
	西薩火葬場組合		●								市来町、東市来町、伊集院町、日吉町
介護保険	川薩地区介護保険組合	●	直営	○	○	○	○	○	○	○	下甑村、宮之城町、薩摩町、鶴田町
卸売市場	祁答院地方卸売市場管理組合				○		○				●宮之城町、薩摩町、鶴田町
バス	上甑島バス企業団							○	●		
県町村会	鹿児島県市町村自治会館管理組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	県内他市町村
	鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合			○	○	○	○	○	○	○	県内他町村
	鹿児島県町村職員退職手当組合			○	○	○	○	○	○	○	県内他町村
	鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合			○	○	○	○	○	○	○	県内他町村
	鹿児島県市町村消防補償等組合			○	○	○	○	○	○	○	県内他市町村
	鹿児島県町村交通災害共済組合			○	○	○	○	○	○	○	県内他町村
	鹿児島県離島緊急医療対策組合							○	○	○	県内他離島市町村

●は、事務局市町村

一部事務組合等の取扱い協議経過等（3地区：薩摩東部地区、日置地区、川西薩地区） 別表②

年月日	会議名	協議事項	確認事項
平成15年 4月25日	3地区法定協議会 事務局意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> 全体スケジュール 一部事務組合の現状 一部事務組合調整の考え方 調整スケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> 関係一部事務組合会議の開催 スケジュールの一番早い日置地区に合わせて協議を進める。 構成市町村、組合、法定協間での協議が必要 県への県内法定協事務局長会議の開催要請
5月28日	3地区法定協共催 一部事務組合等意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> 全体会議 法定協概要及びスケジュール等確認 業務別会議 各組合の現状、組合の方針、今後の協議の進め方 	<ul style="list-style-type: none"> まず組合構成市町村で協議を進める。 6月中を目処に協議を進める。 構成市町村、組合、法定協間での協議が必要

し尿処理・火葬・消防・介護保険などの業務があり、川西薩地区法定合併協議会の構成市町村が関係するものは現在十一組合あります。その他、県内の多くの市町村が加入している一部事務組合もあり、その数は七組合あります。合計十八組合が私たちの地域と関係のある一部事務組合です。

※一部事務組合と構成市町村の関係は別表①の通りです。

〈市町村合併と一部事務組合〉

市町村合併（対等合併）では、合併と同時にそれまで一部事務組合を構成していた市町村は消滅するので、これに合わせて一部事務組合は構成市町村数が変動したり、消滅したり、解散したりすることになります。本来、一部事務組合の行う業務は市町村が行うべき事務事業なので、新市で新市の業務の一部として行うこととなりますが、これまで合併した市では、業務やそれぞれの市の事情はあるものの、合併前に一部事務組合で行っていた業務については、一部事務組合を存続させ、または合併後も引き続き新市として一部事務組合に再加入しているのが一般的なようです。

〈市町村合併にあたっての一部事務組合に係る協議の進め方〉

一部事務組合はひとつの地方公共団体であり、その執行責任者として管理者があり、議決機関として構成市町村の首長や議員などによって構成する組合議会があります。

また、一部事務組合の構成市町村数を変更したり、解散したり、脱退にあたり財産を処分することとなる場合は、構成市町村すべての議会での議決が法律により必要です。その後、県知事への届け出や県知事の許可が必要な場合もあります。

※一部事務組合に係る、構成市町村の議会の議決を経なければならぬ事項は次の通りです。

- 一部事務組合を設置しようとするとき
- 構成市町村数を増減するとき（加入・脱退）
- 共同処理する事務を変更したり、規約を変更するとき
- 一部事務組合を解散しようとするとき
- 解散する場合などにおいて、財産処分を必要とするとき

〈一部事務組合の取扱いについての考え方〉

一部事務組合の取扱いの協議は、一部事務組合構成市町村、一部事務組合の管理者・組合議会、関係する法定合併協議会の慎重かつ十分な協議が必要で三重構造となります。しかもそれらの整合性がとれ合意を得る必要があります。川西薩地区法定合併協議会の関連する一部事務組合の状況や、合併した市の先進例等から、業務により個別の事情はあるものの、基本的には次の二点が協議にあたっての重要事項と考えます。

- ①合併後の住民サービスを低下させない
- ②合併後も当面、現有施設の有効利用を図る

〈一部事務組合の取扱いについての今後の協議予定〉

川西薩地区法定合併協議会では他の組合とも協議を行い、九月に一部事務組合等の取扱いについての調整方針案を合併協議会へ提案し審議をお願いすることとしています。住民の皆様の従来のサービスが低下しないように配慮します。

※現在まで、隣接する法定合併協議会と連携しながら別表②のような協議を行ってきました。